

# 2

## 木造住宅の簡易改修費を補助します

西尾市  
平成29年度版

西尾市では、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、木造住宅の簡易改修工事を実施する方に対して、**簡易改修費**の補助を行っています。

### 対象となる建築物は？

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で  
西尾市が実施する**無料耐震診断**の結果  
判定値が0.7未満と判定された住宅

一戸建てのほか、長屋、共同住宅も対象となります。  
併用住宅は1/2以上が住宅の場合に限ります。

### 対象となる工事は？

『判定値が0.7未満』の対象建築物について、判定値を1.0以上とする耐震改修計画を基に、判定値に0.3を加算した数値以上かつ0.7以上とする簡易改修工事

### 補助金の額は？

補助を受けられる方は、市税を完納されていることが条件です。

- 1の敷地内で2以上の耐震改修等を行う場合は、いずれかについてのみ補助の対象となります。
- 簡易改修工事に要する費用（見積り金額）に対して、1戸につき30万円が限度です（対象経費の2分の1の額）。
- 工事費、設計、監理及び補強計画に要する費用も対象となります。

例えば、工事費用が52.2万円の場合26万円補助、60万円の場合30万円補助、200万円でも30万円補助となります。

### 補助の流れは？

#### 工事の前に

- 1 補助金交付申請書
- 2 概要書
- 3 耐震診断結果報告書（写し）
- 4 補強前耐震診断書
- 5 案内図
- 6 補強計画平面図
- 7 補強計画標準図・仕様書
- 8 改修後補強計算書
- 9 工事見積書（写し）
- 10 納税証明書（完納）

工事着手

補助金交付決定の通知前に契約し、簡易改修工事をした場合は補助金の交付が受けられません。

#### 工事が終わったら

- 1 完了実績報告書
- 2 概要書※
- 3 工事見積書（写し）※
- 4 工事契約書（写し）
- 5 工事写真
- 6 領収書 又は 請求書（写し）
- 7 補助金支払請求書

※ 軽微な変更があった場合のみ

お問い合わせ先 西尾市役所 建設部 建築課  
電話 0563-65-2381

## 補助申請の流れ

### ● 交付申請書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は耐震改修工事の契約者と同一人物であること 工事は <b>平成30年3月1日までに完了</b> すること
2 概要書（要領様式第1）	建築士の記名、押印があること
3 耐震診断結果報告書の写し	全てのページの写し
4 補強前耐震診断書	「3耐震診断結果報告書」と「7-1改修後補強計算書」 が同じ診断ソフトの同じバージョンであり、診断結果の 内容に修正が無い場合は不要
5 案内図	住宅地図やインターネットの地図など
6 補強計画平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
7 補強計画標準図・仕様書	
8 改修後補強計算書	建築士の記名、押印があること
9 工事見積書の写し	申請者への宛名であること 施工業者の押印があること 工事名、施工場所及び工期の記載があること 値引きがある場合は諸経費の額以内であること
10 納税証明書（完納）	西尾市役所 2階の収納課にて取得（200円/枚） 6ヶ月以内に取得したもの

### ● 交付決定通知書の送付

補助金交付決定通知を、申請者に送付します。

### ● 施工業者と契約・工事着手

交付決定日より早く契約・工事着手を行うと、補助金を受けることが出来ません。

### ● 完了実績報告書の提出（1部、建築課まで）

提出書類	注意事項
1 完了実績報告書（様式第6）	<b>平成30年3月1日までに提出</b> すること 補助対象経費 → 耐震補強工事費及び附帯工事費の合計 全体経費 → 工事契約金額と同じ
2 概要書（要領様式第1）	軽微な変更があった場合
3 工事見積書の写し	軽微な変更があった場合
4 工事契約書の写し	<b>契約日は交付決定日以降</b> であること
5 工事写真	簡易改修に係る部分を、着手前・工事中・竣工後毎に撮影 すること (デジカメで撮影し、プリントアウトしたもので可)
6 領収書 又は 請求書の写し	施工業者・設計監理者の押印のあるもの
7 補助金支払請求書（様式第8）	振込先の口座名義は、申請者と同一人物であること

※ 使用する印鑑は、補助金交付申請書で使用したのと同じものであること

### ● 額確定通知書の送付、補助金の振込み

補助金額確定通知を申請者に送付します。額確定通知後、約1ヶ月で補助金が振り込まれます。